現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　現金関連取引専用当座勘定にかかる「当座勘定規定」の特則（以下「当座勘定規定特則（現金関連取引）」という。）に定める現金関連取引専用当座勘定の払戻にかかる事務（以下「当座勘定払戻関係事務」という。）についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関しては、次の各号に掲げる諸規程によらず、この規則の定めるところによる。

（１）当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（２）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則

（３）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則

（４）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する特則

（５）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（保管店）に関する規則

（６）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（保管店）に関する特則

（７）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する規則

（８）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する特則

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、当座勘定規定特則（現金関連取引）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）当座勘定払戻先

自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受ける当座勘定取引先をいう。

（２）払戻請求入力先

自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻の請求を日銀ネットにより行う当座勘定払戻先または同一の利用金融機関に属する当座勘定払戻先に代わって当該請求を日銀ネットにより行う当座勘定取引先をいう。

（３）市中流通拠点

日本銀行が貨幣の受払を行う場所として特に認めた、市中における貨幣流通拠点をいう。

（４）保管店

日本銀行が銀行券の受払を行う場所として特に認めた、当座勘定取引先が属する金融機関の店舗をいう。

（５）直送場所

日本銀行が行う現金の受払に関する規則第３条に規定する「日本銀行が特に認めた場合」として日本銀行が認めた、当座勘定取引先の営業所等内または当座勘定取引先から貨幣取扱業務の委託を受けている業者の事業所等構内をいう。

（払戻請求方法）

第３条　当座勘定払戻先は、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受ける場合には、自己を払戻請求入力先として、日銀ネットにより日本銀行に払戻の請求を行う。

２．当座勘定払戻先は、前項の規定による請求のほか、自己以外の払戻請求入力先に、自己に代わって、日銀ネットにより日本銀行に自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻の請求を行わせることができる。

３．払戻請求入力先は、当座勘定払戻先が自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を勘定店において受けるために、前２項に規定する払戻の請求を行う場合には、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行にあらかじめ通知する。

（１）取引実行日

（２）払戻金額

（３）受領権限者（日本銀行から現金を受領する権限を有する者をいう。以下同じ。）のＩＤ番号（あらかじめ日本銀行から割り当てられた固有の番号をいう。以下「受領権限者ＩＤ」という。）

（４）当座勘定払戻先の名称

４．払戻請求入力先は、当座勘定払戻先が自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を市中流通拠点、保管店または直送場所において受けるために、第１項または第２項に規定する払戻の請求を行う場合には、日本銀行が別に定めるところにより、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

（１）取引実行日

（２）払戻金額

（３）当座勘定払戻先の名称

（４）その他日本銀行が定める事項

５．当座勘定払戻先は、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を勘定店、保管店または直送場所において受けるために、第１項または第２項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日の日本銀行が別に定める時刻までに、日本銀行が別に定める方法により次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

（１）現金の払戻金額の合計金額

（２）券種別施封別の銀行券の内訳金額または貨種別の貨幣の内訳金額

（３）その他日本銀行が定める事項

６．払戻請求入力先は、日本銀行が別に定める時刻までは、第１項または第２項に規定する払戻の請求を、日銀ネットを利用して取消すことができる。この場合において、払戻請求入力先が第２項に規定する払戻の請求を取消すときは、当該払戻請求入力先は、当該払戻の請求の取消のための日銀ネットにおける入力後、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、当該入力を行った旨を連絡するものとする。

（受付番号の通知および暗証番号の作成等）

第４条　日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、当該払戻の請求に対応する番号（以下「受付番号」という。）を、日銀ネットにより払戻請求入力先に通知する。

２．払戻請求入力先は、前条第２項に規定する払戻の請求を行った場合において、前項の規定により受付番号の通知を受けたときは、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、当該請求を行った旨を連絡するものとする。

３．日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、受付番号に対応する暗証番号を作成する。

４．払戻請求入力先は、前条に規定する払戻の請求を行った場合には、第１項により通知を受けた受付番号に対応する暗証番号を、日銀ネットにより照会する。

５．払戻請求入力先は、前条第２項に規定する払戻の請求を行った場合において、前項に規定する照会を行ったときは、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、受付番号および暗証番号を連絡するものとする。

（払戻を行う時期）

第５条　当座勘定払戻先は、払戻請求入力先が第３条に規定する払戻の請求を行った場合には、日本銀行が別に定める時刻までに、自己の現金関連取引専用当座勘定の払戻を受ける。

（払戻に当っての本人確認および日本銀行の免責）

第６条　日本銀行は、第３条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻のうち、勘定店における払戻については、次の各号に掲げる事項を確認した場合に行う。

（１）払戻を受ける者が、日本銀行が別に定める方法により日本銀行に申出る払戻金額、受領権限者ＩＤ、受付番号および暗証番号が、第３条第３項により日本銀行に通知した払戻金額および受領権限者ＩＤならびに第４条により取得した受付番号および暗証番号といずれも一致すること。

（２）払戻を受ける者が、日本銀行に申出る現金の払戻金額の合計金額、券種別施封別の銀行券の内訳金額および貨種別の貨幣の内訳金額が、第３条第５項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

（３）払戻を受ける総ての者について、あらかじめ届出を受けた顔写真により、日本銀行が別に定める方法により日本銀行に申出る受領権限者ＩＤにかかる受領権限者およびその補助者であると認められること。

（４）払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

２．日本銀行は、第３条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻のうち、保管店における払戻については、次の各号に掲げる事項を確認した場合に行う。

（１）払戻を受ける総ての者について、顔写真付きの社員証等の身分証の外観および所持について懸念すべき特段の事情がないこと。

（２）払戻を受ける者が、保管店において保管店の代表者またはその代理者に対して申出る現金の払戻金額の合計金額および券種別施封別の銀行券の内訳金額が、第３条第５項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

（３）払戻を受ける者が、保管店において保管店の代表者またはその代理者に対して申出る受付番号および暗証番号が、第４条により取得したものといずれも一致すること。

（４）払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

３．日本銀行は、第３条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻のうち、直送場所における払戻については、次の各号に掲げる事項を確認した場合に行う。

（１）払戻を受ける総ての者について、顔写真付きの社員証等の身分証の外観および所持について懸念すべき特段の事情がないこと。

（２）払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る現金の払戻金額の合計金額および貨種別の貨幣の内訳金額が、第３条第５項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

（３）払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る受付番号および暗証番号が、第４条により取得したものといずれも一致すること。

（４）払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

４．日本銀行は、相当の注意をもって第１項各号、第２項各号または前項各号に掲げる事項を確認のうえ当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の払戻を行った場合には、その払戻を受けた者が真正な権利者でなかったことによって生じた損害については、責任を負わない。

（事務処理の通知）

第７条　日本銀行は、第３条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の現金関連取引専用当座勘定の引落を行った場合には、当該引落にかかる払戻請求入力先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．前項の規定による通知を受けた払戻請求入力先は、当該通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

（照会）

第８条　払戻請求入力先は、第３条に規定する払戻の請求にかかる事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会することができる。

（手数料の支払義務）

第９条　利用金融機関は、当座勘定払戻関係事務についての日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第10条　日本銀行は、日銀ネットの障害等により、同一の利用金融機関に属する総てのオンライン取引先（日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先をいう。）が日銀ネットを利用した払戻の請求を行うことができないと認めた場合には、第３条に規定する払戻の請求等を、当座勘定払戻先が日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」という。）により行うよう指示することができる。この場合、日本銀行は、第４条および第７条において日銀ネットにより日本銀行が通知し、または払戻請求入力先が照会する事項について、業務オンラインにより当座勘定払戻先に通知するものとする。

２．前項に規定する取扱いは、第６条の適用を妨げない。

３．日本銀行は、第１項に規定する場合のほか、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第11条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務の適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講じることができる。

（利用制限）

第12条　日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、利用金融機関による第３条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

（１）利用金融機関がこの規則に違反したとき。

（２）利用金融機関が第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

（３）利用金融機関が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（４）当座勘定規定特則（現金関連取引）第１０条第２項各号に掲げるいずれかのとき。

（５）当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第１２条第２項の規定により、利用金融機関による同第２条の２に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限するとき。

（６）日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則第１２条第１項の規定により、利用金融機関による同第３条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限するとき。

（７）その他日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務の円滑な運用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき。

（規則の改正）

第13条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務の適切な運用を確保するため、必要ある場合は、この規則を改正することができる。